

指名停止一覧

指名停止期間		商号又は名称 (主たる営業所所在地)	措置要件 (要綱第2条第1項別表の該当号)	備考
令和7年10月9日から 令和8年2月22日まで	4.5か月	極東開発工業株式会社 (大阪市中央区)	独占禁止法違反 (別表第2の2の項中(2)－ウ)	要綱第4条第5項 適用
令和7年10月9日から 令和8年2月22日まで	4.5か月	新明和工業株式会社 (兵庫県宝塚市)	独占禁止法違反 (別表第2の2の項中(2)－ウ)	要綱第4条第5項 適用

※要綱：八幡市建設事業等指名停止に関する要綱